

## 入間市消費生活センター条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正案                                     | 現 行  |
|---|--|
| <p>（試験に合格した消費生活相談員の配置）</p> <p>第5条 略</p> | <p>（試験に合格した消費生活相談員の配置）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 消費生活相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。</u></p> |

## 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p> | <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p> |

## 入間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第3条関係）

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> | <p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> |

入間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第4条）

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>超えない</u>範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> | <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>こえない</u>範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 略</p> |

入間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表（第5条関係）

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月以上6月以下の期間給料（<u>法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、報酬（入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 号）第3条第2項に規定する報酬に限る。）</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。</p> | <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月以上6月以下の期間給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p> |

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（第6条関係）

| 改正案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第19条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が<u>規則</u>で定める。</p> | <p>(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第19条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。</p> |

入間市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第7条関係）

| 改正案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 当市において引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び当市において引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 通勤日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に当市において引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう</u></p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> |

とするもの

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場

合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育

する子の1歳到達日以前のいずれかの日に

において当該子を養育するために育児休業法

その他の法律の規定による育児休業(以下

この条において「地方等育児休業」という。)

をしている場合において当該非常勤職員が

当該子について育児休業をしようとする場

合(当該育児休業の期間の初日とされた日

が当該子の1歳到達日の翌日後である場合

又は当該地方等育児休業の期間の初日前で

ある場合を除く。) 当該子が1歳2か月

に達する日(当該日が当該育児休業の期間

の初日とされた日から起算して育児休業等

可能日数(当該子の出生の日から当該子の

1歳到達日までの日数をいう。)から育児

休業等取得日数(当該子の出生の日以後当

該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律

第49号)第65条第1項又は第2項の規定に

より勤務しなかった日数と当該子について

育児休業をした日数を合算した日数をい

う。)を差し引いた日数を経過する日より

後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子

を養育するため、非常勤職員が当該子の1

歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が

前号に掲げる場合に該当してする育児休業

又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げ

る場合若しくはこれに相当する場合に該当

してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に当市において引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき  
当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6

か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に当市において引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

#### 第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に当市において引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

#### 第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 入間市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第17号。以下「給与条例」という。)第16条第1項及び入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第号)第11条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。

ア 当市において引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

(部分休業の承認)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 入間市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第17号。以下「給与条例」という。)第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第18条 略

2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇（以下「育児時間という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与等の取扱い）

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して給与又は報酬を支給する。

第18条 略

2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

入間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

(第8条関係)

| 改正案                       |    |        |    | 現 行                       |  |        |    |
|---------------------------|----|--------|----|---------------------------|--|--------|----|
| 別表第1 (第2条関係)<br>報酬        |    |        |    | 別表第1 (第2条関係)<br>報酬        |  |        |    |
| 職名                        | 区別 | 金額     | 備考 | 職名                        | 区別   | 金額     | 備考 |
| 教育委員会の項～消防賞じゆつ金等審査委員会の項 略 |    |        |    | 教育委員会の項～消防賞じゆつ金等審査委員会の項 略 |  |        |    |
|                           |    |        |    | 市税等徴収指導員                  | 日額   | 20,000 |    |
| 生活保護等嘱託医                  | 日額 | 24,000 |    | 生活保護等嘱託医                  | 日額   | 24,000 |    |
|                           |    |        |    | 社会教育指導員                   | 月額200,000円を超えない範囲内において予算で定める額(任命権者が市長でない場合は、当該範囲内において任命権者が市長と協議して定める額) |        |    |
|                           |    |        |    | 教育相談員                     | 月額200,000円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める額                                 |        |    |
|                           |    |        |    | 英語指導助手                    | 月額350,000円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める額                                 |        |    |
| 学校医の項～学校薬剤師の項 略           |    |        |    | 学校医の項～学校薬剤師の項 略           |  |        |    |
|                           |    |        |    | 市税等納税相談員                  | 月額250,000円を超えない範囲内において予算で定める額  |        |    |
|                           |    |        |    | 交通指導員                     | 月額150,000円を超えない範囲内において予算で定める額  |        |    |
|                           |    |        |    | 専門委員                      | 月額200,000円を超えない範囲内において予算で定める額  |        |    |
|                           |    |        |    | 家庭児童相談員                   | 月額250,000円を超えない範囲内において予算で定める額  |        |    |
|                           |    |        |    | 内職相談員                     | 月額150,000円を超えない範囲内において予算で定める額  |        |    |



技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第9条関係）

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><u>入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">（適用職員の範囲）</p> <p>第2条 この条例において技能労務職員とは、一般職に属する職員で次に掲げるもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自動車運転手</u></p> <p>(3) <u>給食調理員</u></p> <p>(4) <u>調理補助員</u></p> <p>(5) <u>配膳員</u></p> <p>(6) <u>用務員</u></p> <p>(7) 略</p> <p style="text-align: center;">（給与の種類及び基準）</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、技能労務職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の額及びその支給方法は、入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 号）の規定の適用を受ける職員の給与の額及びその支給方法を基準とし、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して市長が規則で定める。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">（適用職員の範囲）</p> <p>第2条 この条例において技能労務職員とは、一般職に属する職員で次に掲げるもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>給食調理員</u></p> <p>(3) <u>自動車運転手</u></p> <p>(4) <u>機械操作員</u></p> <p>(5) 略</p> <p style="text-align: center;">（給与の種類及び基準）</p> <p><u>2 略</u></p> |

入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第10条関係）

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつたものを含む。）、<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び<u>同法第22条の2第1項に規定するもの</u>（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p>第18条 <u>第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。</u></p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつたものを含む。）<u>並びに地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p>第18条 <u>企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p> |